



対流

Heart to Heart
2021.7

2021年7月14日発行

特定非営利活動法人
有機農業認証協会
〒564-0063
大阪府吹田市江坂町
1丁目23-19
TEL*06-6330-0823
FAX*06-6330-0735
MAIL: yuukinin@apricot.ocn.ne.jp
HP: <http://yuukinin.org/>



つくる人、はこぶ人、たべる人。人と自然のあらたなかかわりは
農山漁村に住む人、都市に住む人。顔の見える交流(Face to Face)から
自分の居場所や立場を越えて人と人。心が響きあう対流(Heart to Heart)へ。

CONTENTS

1. 巻頭言 2. 事業・活動報告 3. お知らせ 4. お願い

1. 巻頭言 ～「BEYOND ORGANIC」～

理事長 中塚華奈

先日、京都府京田辺市にある就労支援事業所「さんさん山城」を視察してきました。近年、農業分野と福祉分野の連携事業がすすめられています。が、「さんさん山城」もそのひとつです。利用者の多くは聴覚障がい者で、放棄されつつあった地域内の茶畑や畑でお茶、田辺なす、えびいもなどの野菜や加工品の生産・加工・販売が行われています。

自家製食材を使ったコミュニティカフェの視察当日の日替わりランチは、「京た鍋定食」でした。所在地の地名である京田辺をもじったユニークなネーミングです。「えびいも」をメインに、人参、こんにゃくなどが入った具沢山の味噌鍋と、副菜に田辺なすの揚げ浸しがついた京野菜を満喫できるメニューでした。また、濃茶大福、濃茶クッキー、京番茶もいただいたところ、どれもこれも想像以上の美味しさでした。

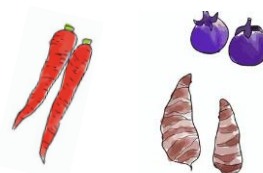
「さんさん山城」の農産物や加工品には、2019年に制定された日本農林規格「ノウフクJAS」の認証マークがついています。みなさんが普段、貼付されている「有機JAS」のマークとは異なる、いわゆる「富士山JAS」とも呼ばれるJASマークです。正式名称は、「障害者が生産行程に携わった食品の農林規格」であり、農業と福祉の双方における諸課題の解消につながり、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を望む購買層への訴求を期待して規格化されたものです。（農水省食料産業局食品製造課基準認証室の資料より）

ところで、私がランチや濃茶のお菓子を美味だと感じたのは、原材料の農産物や加工品に「ノウフクJAS」の認証マークがついていたからではありません。

味覚や嗜好は人それぞれですので、あくまでも私の感覚ではありますが、ランチもお菓子も丁寧に作られていて、鼻負目なしに美味しかったです。

施設スタッフの新免修氏は、「さんさん山城」の農産物や加工品のクオリティは、障がい者「でも」できると考えるのではなく、障がい者「だから」成し得るものだとして強調されています。一般的に少人数の家族農業では、お茶の刈り取りは機械にたよるところが多いのですが、「さんさん山城」には多くの利用者がいるため「手摘みによる茶摘み」が可能となり、結果として品質の良い美味しい抹茶ができるのです。「京た鍋」のえびいもは、蒸してから揚げるという手間暇かけた仕込みが美味しさをよりいっそう高めています。「ノウフクJAS」だから美味しいのではなく、手作業で丁寧に作れるという「BEYOND（その先の、超えるという意味）ノウフク」が美味しさに結び付いているのだということが確信できました。

翻って有機JAS認証を取得されている事業者のみならず、皆さんの「BEYOND ORGANIC」には、どのようなものがありますでしょうか。化学合成農薬や化学合成肥料にたよらず、自然の循環機能を促進する農法でつくられていることそのものはもちろん、そこから波及する様々な「BEYOND ORGANIC」を可視化して、伝えていきたいものです。



2.事業・活動報告

★事務局認証業務①

*判定委員会

(5/31、6/22、7/7)

新規検査3件（有機農産物の生産行程管理者1件、有機加工食品の生産行程管理者2件）、年次検査18件（有機農産物の生産行程管理者12件、有機加工食品の生産行程管理者4件、小分け業者1件、輸入業者1件）の他に追加ほ場が3件でした。

★事務局認証業務②

*理事会(5/26)

2021年度第2回の理事会がオンラインにて開催されました。事務局より定期的な会計・業務報告の後に、新検査員登録、理事の選任、会員会費についての話し合いがありました。

■有機JAS講習会

●合同講習会(オンライン)
6/17（農産事業者：15名、加工事業者：3名、小分け事業者17名）

●個別講習会（当協会事務所）
5/6（農産事業者：1名）
4/26（加工事業者：2名）

●個別講習会（オンライン）
4/9（農産事業者：2名）
5/24（農産事業者：1名）



～事務局業務について～

事務局業務につきましては引き続き平日の午前10時から午後4時までとさせていただきます。お電話でのお問い合わせ等は、この時間内をお願いいたします。

新規事業者紹介①



☞ 有機農産物 生産行程管理者

* ふじいちじく園 *

大阪府羽曳野市で、有機イチジクを生産する生産行程管理者です。40代で脱サラ就農され、以来20年以上有機的な管理を基本に営農されてきました。生産しているのは「柘井ドーフィン」という品種です。



新規事業者紹介②

☞ 有機加工食品 生産行程管理者

* 株式会社ジャパंकロス *

本業は大阪府阿倍野区でアパレルを扱う事業者ですが、この度、有機加工食品の生産行程管理者として認証を取得されました。製造するのは有機パンでネットでの通信販売を計画されています。



大徳グループ

大阪府守口市で、ぽん酢やたで酢などを業務用に製造する事業者です。この度、有機加工食品の生産行程管理者として認証を取得されました。徳島産の有機ゆず果汁を原料に、小売り用の180mlビンに製造予定です。

[老舗ぽん酢・たで酢専門店の大徳\(daitoku.biz\)](http://daitoku.biz)



3. お知らせ



★有機料理を提供する飲食店等の管理方法の認証をスタートします

当協会は、2018年に制定された新しいJAS「有機料理を提供する飲食店等の管理方法（以下、有機料理提供JAS）」の認証機関として、昨年8月に農林水産省に登録されました。しかし昨年の春以降、新型コロナウイルスの感染拡大により飲食店が非常に厳しい状況にあったこともあり、広報は控えていました。ですが、今年度はあえてこのような状況だからこそ、有機食品の生産流通を拡大していくためにも「有機料理」を適切に顧客に提供できる飲食店を増やしたいと考え、動き出すことにしました。5月27日には事業者向けのオンライン説明会、6月24日には担当者のための講習会を実施しました。

この規格の要求事項は、有機料理に使用できる有機食材について正しい理解を持ち、調理前の重量ベースで有機食材が80%以上の料理を5品以上提供できることと、そのことを顧客に適切に伝えることができることから「管理方法の規格」となっています。事業者の皆様も、格付した有機食品を納入している飲食店などでこの制度に関心を持たれているところがありましたら是非ご紹介ください。（岡田）



★有機JAS関連文書が改正されました

先月、「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A」と「有機農産物のJAS別表等資料の適合性判断基準及び手順書」が改正されました。主な改正点は以下の通りです。（岡田）

【Q&A】

- ・畜産物が指定農林物資になったことに伴う記載内容の修正
 - ・海外へ有機製品を輸出する際の証明書発行業務が認証業務に位置づけられることにより認証機関が行うべき事項の追加
- [yuuki-115.pdf \(maff.go.jp\)](#)



【手順書】

- ・有機農産物のJAS改正によって「油かす」が独立の項目になったことによる修正
 - ・天敵生物農薬の削除と追加
- [yuuki-120.pdf \(maff.go.jp\)](#)



★有機JAS認証品を海外へ輸出される事業者の皆様へ

有機JAS認証品を海外へ輸出される事業者が年々増加しており、将来的には輸出することを検討されている事業者もあると思います。有機食品を輸出する場合、輸出先が日本と有機同等性のある国（[yuuki-194.pdf \(maff.go.jp\)](#)）で、相手国でも「有機食品」としてORGANICやBIOなどの表示をして販売する場合には「証明書の発行」という手続きが必要となります。証明書は輸出するロット単位で発行しなければなりません。発行は当協会で行いますので、詳細は事務局までお問い合わせください。



★2050年に有機ほ場を25%に！－みどりの食料戦略システムが策定されました

近年ますます地球温暖化への関心が高まっています。二酸化炭素を筆頭とする温室効果ガスをどうやって削減するのか、石油・石炭といった化石燃料依存からの脱却は可能なのか、政治、経済など様々な分野で様々な議論が交わされています。こういった時代背景の中、農林水産省は国内的な課題である農林水産業生産者の高齢化、大規模自然災害の増加といった課題も視野に入れて、今から30年後である2050年までに取り組む食料戦略を策定しました。そしてその中でも特筆すべきは、2050年までに、国内の有機ほ場の割合を現状の0.6%から25%に拡大する、というものです。つまりこれは、有機農業は地球温暖化を防止する効果が大きいということにほかなりません。ちなみに「現状の0.6%」というのは有機JASほ場と、特別栽培の「農薬・化学肥料不使用」ほ場を合計したものです。農林水産省は以前にも有機ほ場の割合を1%にするという5年計画を策定しましたが結果を出せませんでした。それが今回は30年（！）計画とはいえ現状の約40倍です。にわかには信じがたい数字ですが、それでも数値目標を出したことは前向きに評価したいと思います。どうやって目標を実現するか、詳細は農林水産省のwebサイトをご覧ください。（岡田）

[みどりの食料システム戦略トップページ：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)



★新しいJAS「有機藻類」の規格が制定されます

新しい日本農林規格として「有機藻類」の規格案が公表されました。「藻類」にはコンブやワカメなどの海藻だけでなく、クロレラやミドリムシなどの植物プランクトンも含まれます。国内での需要があるのかどうかは不明ですが、どうやら海外には需要があるようです。海藻などに農薬や化学肥料は使用しないと思いますが、規格案によると施設で行う「種苗生産」と栽培する海域の周辺環境などに基準があるようです。（岡田）

[PcmFileDownload \(e-gov.go.jp\)](#)



★新型コロナウイルスによる特例措置について

6月20日で緊急事態宣言は解除されましたが、その後も大都市圏を中心に蔓延防止措置という形で社会生活に様々な制約が続いています（その後、沖縄県と東京都では7月12日より4回目の緊急事態宣言が実施されています）。すでに事業者の皆様にはお知らせしていますが、このような状況下、有機JAS制度における認証取得のための審査や定期的な確認調査について4月30日付で農林水産省より以下のような通知が来ています。

・定期的調査時期の延長

新型コロナウイルスの感染リスクを考慮して本来の調査時期から最大6か月までの延長が可能であるとの措置を、2021年12月末までに予定されていた事業者にも適用できることになりました。

・リモート調査の実施

新型コロナウイルスの感染リスクにより、現地での確認調査が困難である場合に、スマートフォンなどの動画機能を利用してリアルタイムで場所や施設の適合性を確認する「リモート調査」も引き続き上記の適用期間（2022年6月末まで）中は可能となります。

※農林水産省の通知では、認証取得のための審査（新規申請）についても必要な確認が問題なくできるのであればリモート可能とありますが、当協会の方針としては新規の審査はリモートを認めていません。（岡田）

新検査員 新理事紹介

今年よりお世話になります。島田剛と申します。今年60歳になりますが、有機検査は他認証機関を含め約10件とまだまだ経験不足です。

普段は有機豆腐の会社で手伝い・自身でスイーツの製造・販売をしています。

皆様に今後教えてもらいながらもっと有機の知識等学んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
検査員：島田 剛

初めまして、新しく理事になりました、株式会社マイファームの間渕康介です。

個人でも長年「食の安全」を追求してまいりました、今回ご縁があり理事という立場になり、認証協会を通じて有機JASの普及と食の安全について発信と活動をしてまいります。

会員様のこれからの益々のご繁栄と有機農業界の繁栄に邁進してまいります。

理事：間渕 康介（株）マイファーム

2021年4月から有機農業認証協会様の登録検査員となりました、今野花野です。ちょうど昨年の7月頃から少しずつ見習いで検査の同行をさせて頂いて、ゆっくりとここまで来ました。と、言ってもまだ一つ目の検査を終えたばかりで、まさに始まったばかりの「始めの一步」を踏んだにすぎません。

私には、中学生と小学生の子供が3人います。毎日よく食べて、楽しく遊んで、それぞれに好きな世界を持っています。夢がいっぱいな姿を日々見ていると、私も、自分の本当に好きなことをして生きていく姿を子供たちに見せていかなくてはと思います。その意味でも有機検査員になれて、現場に足を運べること、有機を社会に良い形で広げていくことに関われることを誇りに思います。

今はまだまだわからないことばかりですが、間違えながら、悩みながら、そしてたくさんの事業者の方に出会いながら成長していきたいです。よろしくお願いいたします。
検査員：今野 花野

4.おねがい



このところ、年次確認調査を実施する際に、「事前の書類提出が遅れる」、「書類に必要事項の記載がない」、「実地調査時に必要な書類が用意されていない」等の報告が検査員から事務局に寄せられています。そこで改めて、実地調査の際に事業者の皆様にご理解いただきたいこと、ご協力いただきたいことについて以下に整理しましたのでご確認ください。

【有機農産物の生産行程管理者の皆さまへ】

●申請ほ場・施設は毎回すべて訪問・確認します

申請されている全ての認証ほ場及び出荷場や倉庫などは毎回実地確認を行います。検査員が過去にも現地を訪問している場合で、明らかに周辺状況に変化がないことが確認できれば、一か所からの目視で済むこともあります。初めて現地を訪問する検査員は原則としてほ場の周囲すべてをまわり、周辺からの汚染リスクがないことを確認します。このため検査員によって所要時間が長くなる場合があることをご理解ください。

●必要な記録書類は必ずご用意ください

書類確認の際には、前回調査以降の管理記録の中から無作為にサンプリングした品目やJAS証票（ラベルやシール）などについて調査を行います。書類が調査場所以外の自宅などにある場合は、事前に調査場所である倉庫などに過去1年分の記録を移動させて検査員が確認できるようにしておいてください。書類の移動が難しい場合は書類保管場所に訪問いたしますが、時間的な制約で移動が難しいこともあるため、できる限り事前に倉庫などに準備しておいてください。

●投入資材の記録用紙について

使用資材は購入の度に資材の内容(原材料・製造工程等)に変更が無いかの確認をしていただいておりますが、投入資材の記録用紙に内容確認年月日、相手先担当者名の記録欄のない用紙を使用されている事業者様いらっしゃいます。記録欄がない場合は追加で作成いただきますようお願いいたします。当協会の様式を使用されている事業者様は、新しい様式をお送りいたしますので、ご連絡ください。

【すべての認証事業者の皆様へ】

●事前提出書類について

年次確認調査の事前提出書類については調査実施月の2か月ほど前にはメール・FAXでお知らせしています。その後、必要な書類がすべて届いてから検査員を通じて日程調整となります。従って、書類の提出が遅れますと、検査員とのスケジュール調整もできなくなります。当協会では年間計画に基づいて認証業務を行っておりますので、事業者の皆様におかれましては、調査月の1か月前までには書類を提出いただきますよう重ねてお願いいたします。

●購入した資材・原材料・種苗の根拠書類

使用資材や原材料、種苗など購入したものについては一覧表にまとめて記載するだけでなく納品書や請求書などの根拠書類も必要な期間保存し、検査員が閲覧できるようにしておいてください。

●規程類の見直し記録

内部規程や格付規程について、定期的な見直しをすることは認証の技術的基準の要求事項であり、見直しの実施記録も何らかの方法で適切に残し、年次調査の際には、変更のあるなしにかかわらず、ほかの記録書類と共に必ず提出してください。

●「認定」から「認証」への修正

JAS法の改正により、「認定」の語句が「認証」に改正されました。このことに伴い、内部規程・格付規程の語句についても、「認定の技術的基準」→「認証の技術的基準」、「登録認定機関」→「登録認証機関」のように修正するようお願いしています。ほとんどの事業者の方はすでに修正していただきましたが、まだの方もおられますので、定期的な見直しの際に確認し、修正をお願いします。

事務局よりお知らせ

事務局は8月11日(火)～16日(月)まで、お休みとなります。ご不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

■「格付実績報告」の提出について

2020年の格付実績報告について、ご協力ありがとうございます。

実績数はKgで記載する事となっていますので、日々、記録を残す際にもカテゴリ別にKgで格付数量の管理をしていただけますと提出時にスムーズになるかと思います。

まだ提出されていない事業者の方は、すみやかに提出いただけますようよろしくお願いいたします。